

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人 日本臨床腫瘍学会 1010405012753	年会費	533,000	12,000	2016/4/30 5/31 6/30 7/29 8/31 10/1 10/31 11/30	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本放射線技術学会 1130005012349	年会費	118,000	15,000	2016/5/27 8/10	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本超音波医学会 3010005004307	年会費	220,000	11,000	2016/5/31 6/30 7/29 8/31 10/31 11/30	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 3011105005335	年会費	330,000	15,000	2016/4/28 5/31 7/29 8/16 9/30 10/17 10/31 12/28	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管

公益財団法人 日本医療機能評価機構 5010005016639	産科医療補償制度掛金	153,118,000		2016/4/30 5/31 6/30 7/29 8/31 9/30 10/31 11/30 12/28	-	公財	国所管
公益社団法人 日本小児科学会 5010005018346	年会費	354,000	10,000	2016/4/28 5/31 6/30 8/31 9/30 11/30	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本化学療法学会 6010005016811	年会費	135,000	9,000	2016/4/28 5/31 6/30 12/28	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益財団法人 医療研修推進財団 6010405010587	年会費	100,000	25,000	2016/5/31	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国所管
公益社団法人 全国助産師教育協議会 6010505001775	年会費	200,000	100,000	2016/6/30	看護助産学校助産師における助産師教育の質の向上のため	公社	国所管
公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク 3010405001069	年会費	1,000,000	100,000	2016/09/30	医療の質の向上及び医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本産婦人科医会 5011105004814	年会費	375,500	6,000	2016/8/31	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本整形外科学会 3010005016681	年会費	238,000	14,000	2016/7/29 8/31 9/30 10/31	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益財団法人 日本中毒情報センター 6050005010703	年会費	100,000	100,000	2016/7/15	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国所管
公益社団法人 日本臨床細胞学会 細胞診専門医会 8010005017386	年会費	161,800	2,000	2016/10/31 11/30 12/28	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管

公益社団法人 日本 医学放射線学会 9010005018334	年会費	120,000	15,000	2016/12/1	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要	公社	国所管
公益社団法人 全日 本病院協会 9010005003096	年会費	516,000	96,000	2016/6/30 7/29 9/16 10/31 12/28	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要 なため	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。